



『諸外国のPPP/PFIの推進制度と我が国への示唆』 ～諸外国におけるPPP/PFIの推進体制～



株式会社 日本経済研究所
社会インフラ本部 インフラ部
副主任研究員 平島佳奈

PPP/PFI先進諸外国におけるPPP/PFIの導入経緯や事例からは、これまでに試行錯誤を繰り返しながら制度を見直し、運用を進めていることが見受けられる。弊社は、2015年度より(株)日本政策投資銀行とともに、PPP/PFI先進国であるイギリス、フランスにおける推進体制の設立経緯や運用の実態を探るべく現地ヒアリング調査を継続して実施しており、その結果として得られた我が国のPPP/PFI市場の活性化に向けた推進体制構築のポイントをご紹介します。

1. 我が国のPPP/PFI制度を巡る現状

我が国は、人口減少によるインフラ施設を含む公共施設等の効率的かつ効果的な活用や、厳しい財政制約下における老朽化したインフラ施設の更新問題等への対応が早急に求められている。こうした中、公共施設等の整備・運営に対しPPP/PFIを活用することにより、公的負担を抑制し、良質な公共サービスを実現することを目指すため、平成29年6月に「PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改訂版)」が民間資金等活用事業推進会議により決定されている。

しかしながら、公共側が事業の発注を検討する際には、従来の法制度・実務慣行、官民間の意識差等の課題が多数存在することや、国内における成功事例や前例等が乏しいこと等から、思うように活用が図られていない現状がある。

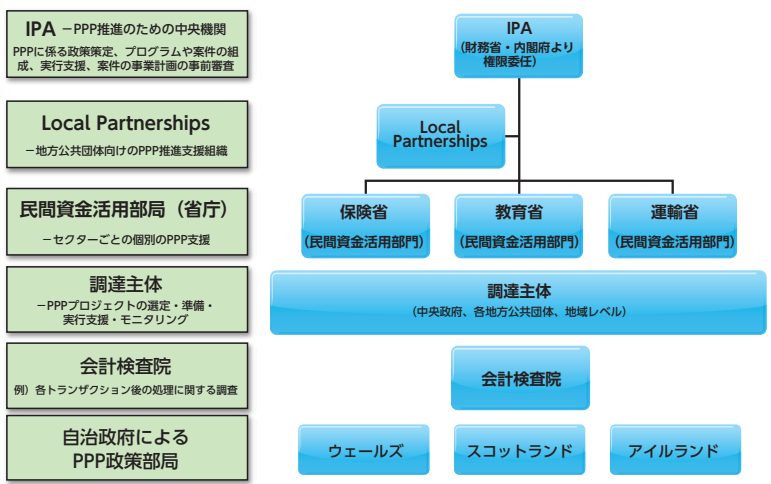
2. 諸外国におけるPPP/PFIの推進体制

我が国のPPP/PFIの推進に際し障壁となっている要因の課題解決に向け、PPP/PFI先進国の推進体制や導入事例を参考に、コンセッション方式を含む多様なPPP/PFIの活用推進に向けたポイントを取り上げたい。

(1) イギリス

イギリスでは1970年代の国有企業の民営化にはじまり、1992年にはPFIが導入されるなど、公共事業に対する民間資金や技術の活用が早くから導入されていた。PPP/PFIの活用推進にあたっては、インフラ事業やPPP/PFI案件に係るノウハウの獲得や案件形成支援を目的として2016年に政府出資(財務省及び内閣府が50%ずつ出資)の推進組織(Infrastructure and Projects Authority; 以下IPAという。)を設置し、PPP/PFIの推進が円滑に進められてきた。

■【英国におけるPPP/PFI推進体制の全体像】



出所: Infrastructure and Projects Authority(2017) "Setting up a PPP Unit Establishing its Functions and Taking Forward its Work" P.8より(株)日本経済研究所作成

IPAの職員は、国家公務員と専門知識を有する民間企業等からの出向者で構成されており、組織の運営にあたっては優秀な専門人材の獲得・育成が重要視されている。優秀な人材を外部から登用するためには、処遇面の低さが課題となっていたが、IPAでは通常の国家公務員よりも処遇の良い特別等級を設けることで解決を図っており、現在、160名程度の組織となっている。

(2) フランス

フランスでは、19世紀以降、水道や鉄道分野で民間事業者への業務委託が始まり、現在では「公役務の委任 (DSP¹:Délégation de Service Public)」と、近年英国におけるPFI手法に倣って導入された「官民協働契約 (CP:Contrat de Partenariat)」が存在している。

フランス国内にはコミューン²が36,000団体ほど存在しているが、行政サービスの執行にあたっては、効率化を目的とした広域的な事務組合をコミューン間同士で形成する動きがみられている。近時の動向としては、国・地方公共団体が実施するインフラ投資に対する最適手法のアドバイスやPPPに関するガイドラインの策定等を実施する政府組織として2016年にFin Infra (The Mission d'appui au financement des infrastructures) が設立された。同組織は2016年までMAPPP (The Mission d'appui aux Partenariats Public-Privé) という政府組織として、主にサービス購入型PFIの普及促進を主要業務としていたが、組織改編により、インフラ投資に対する公共調達を含めた様々な手法の中で、どの手法が最適であるかをアドバイスする組織となった。こうしてFin Infraは、公共調達とPPP/PFIの導入ケースの比較を常に行い、最適手法を検討する過程で、官民間に緊張感を持たせており、結果的に民間事業者のノウハウが最大限引き出されるような仕組みを構築している。

同組織もまた、イギリスのIPA同様、推進組織の職員構成は公務員と民間企業出身の契約社員で

あるが、職員数を比較すると7名 (2017年6月時点) と少ない。民間企業出身の職員のバックグラウンドは、それぞれコンサルタントや建設会社、弁護士出身などで、専門知識を有する職員で構成されている点はIPAと同様である。

■【フランスにおけるPPP/PFI推進機関の機能変化】

	MAPPP	Fin Infra
目的・役割	<ul style="list-style-type: none"> CPの初期的なプロジェクト評価 プロジェクトの準備、交渉、モニタリング等における公的主体のサポート CPの普及・促進 自治体に対する契約の標準雛形の提供等 	<ul style="list-style-type: none"> 国及び自治体を実施するインフラ投資全般に対する最適手法 (公共調達を含む) のアドバイス 民間コンサルに委託する前段階の相談、または、民間コンサル委託後のセカンドオピニオン PPPに関するガイドラインの策定等
対象案件	CP型PPPのみを対象	DSPやPPPIに限らず公共調達を含む全般
対象段階	事業の初期段階	事業の初期段階+実施段階
機能拡充点	-	財務、法律、技術面のスキル強化

出所：フランス財務省国庫総局ホームページ、Direction générale du Trésor (2017) "The French PPP experience" 等より(株)日本経済研究所作成

3. まとめ

イギリス、フランスの事例からは、PPP/PFIを推進するため、推進組織内の官民の雇用の流動性を高め、相互の知識を活用している様子がうかがえた。また、案件ごとにPPP/PFIの実務経験が豊富な民間企業出身者を採用するだけでなく、公共側の職員についても、ただ単に業務委託を行う知識を身につけさせるだけではなく、適切なモニタリングの実施方法や事業者を選定するための知識、ノウハウを獲得するための研修などを実施していることがわかった。また、サービスの供給者について官民に拘らず、常に最適なサービスの供給者を選定する姿勢が見られ、一度、民間委託された業務であっても、公共と民間が実施する場合を常に比較し、最適なサービス供給を行うために官民間の緊張関係を持たせることが重要であることが示唆として得られた。

1 2016.4.1以降、DSPは「コンセッション」の一種として法律にて分類されたものの、実務的には設計・建設仕事を伴う「コンセッション」と事業権契約である「アフェルマージュ」等の従前の分類が一般的。

2 日本における市町村規模の団体。